

職場などに

講師を派遣します

あの手この手の悪質商法にご注意！

絶対に儲かる

と、先物取引を勧誘。

友人から「夢がかなう、
おいしい話がある」
とマルチ商法の勧誘。

駅前や繁華街で
「アンケートに答えて」
と声をかけ、高額
なエステ等を勧誘。

あなたが選ばれた。
プレゼントを取りに来て。

と呼び出して会員権等を勧誘。

契約すれば
資格がもらえる

と資格取得用教材を勧誘。

利用した覚えのない
アダルト情報料
の不当請求。

悪質業者は、自宅・勤務先・通勤経路や繁華街、携帯電話やパソコンでも狙っています。
このようなトラブルによる20歳代～40歳代の相談が全相談の6割以上を占めています。

悪質業者の手口はますます悪質・巧妙化しています。そこで、消費生活総合センターの職員が、具体的な手口やクーリング・オフ制度等について、貴社に出向いて講演をいたします。

被害の未然防止と早期解決を図るため、社員教育や新入社員研修等でご活用いただけますよう、ご案内いたします。

まずは、お電話でお問い合わせください。

なお、当センターには貸会議室もありますので、あわせてご利用いただけます。

問い合わせ先：横浜市消費生活総合センター
講師派遣担当 TEL.845-5640
<http://www.yokohama-consumer.or.jp>

悪質商法にご注意！！

講師派遣のご案内

ますます巧妙化する悪質商法による被害の未然防止と早期解決を図るため、横浜市内の企業等が主催する講演会や研修会等に、消費生活総合センター職員を講師として派遣いたします。新入社員の研修や、社員教育の一環としてご活用いただきますよう、ご案内いたします。

こんなお話をします

悪質・巧妙化するさまざまな悪質商法の具体的な手口や、クーリング・オフの仕方等をとおして、悪質商法の被害にあわないポイントや、被害にあった場合の早期解決のためのポイントを分かりやすくお話します。（特定商取引法・消費者契約法等）

こんな講演会に派遣します

- (1) 企業等が横浜市内で実施する講演会や研修会
- (2) 参加者の人数については、特に制限はありません。* ご相談ください。
- (3) 講演の時間はおおむね、90分程度です。
- (4) ご負担金1回12,000円（指定の口座にお振込みいただきます。）

事務手続等の流れ

- (1) まずは、お電話でお問い合わせください。
 - ①目安として、講師派遣を希望する日の2か月以上前にご連絡ください。
 - ②できるだけ、第1希望日から第3希望日まで曜日を変えてご用意ください。
 - ③依頼団体名、希望日時、参加予定数、会場、ご担当者氏名、住所、電話番号をお聞きします。（個人情報につきましては、講師派遣業務以外では一切使用しません。）
- (2) 講師派遣依頼書をご送付します。必要箇所にご記入いただき、速やかに当センターへご返送ください。
- (3) 講師派遣依頼書到着後、①決定通知、②実績報告書、③講師連絡文、④負担金請求書、⑤参加者配布用資料をご送付します。
- (4) 講師連絡文を参考に、講師に直接連絡をしていただき、会場への交通機関、式次第等について打ち合わせをお願いします。
- (5) 講演会が終了しましたら、速やかにご負担金をお振込みください。また、実績報告書に参加者数等をご記入のうえ、当センターへご返送ください。

こんな点にご注意ください

- (1) 営利目的の講演会には講師派遣できません。
- (2) 決定後、講座を中止する場合は、速やかに当センターへご連絡ください。
- (3) 講座の主催者名を偽ったり、いわゆる又貸しは厳にお断りいたします。
- (4) 講師派遣事業の目的と異なる講演会や研修の場合、お断りすることがあります。

問い合わせ先：横浜市消費生活総合センター
講師派遣担当

TEL. 845-5640

FAX. 845-7720

ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp>

メールアドレス info@yokohama-consumer.or.jp